

B5-S-2nd

2021/10/08 郵送受

令和3年(く)第574号付審判請求棄却決定に対する抗告の申立て事件  
(原審前橋地方裁判所令和3年7月20日決定)

決 定

申立人 今井 豊  
主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

- 1 本件抗告の趣意は、申立人作成名義の抗告申立書に記載されたとおりである。論旨は、要するに、本件付審判請求を棄却した原決定は、その判断を誤っているから、これを取り消した上、事件を前橋地方裁判所の審判に付する旨の決定を求める、というものであると解される。
- 2 申立人は、申立人が提起した慰謝料請求事件(前橋地方裁判所平成30年(ワ)第356号)の審理を担当した渡邊和義裁判官が、申立人の請求を棄却する旨の判決を言い渡したことに関し(令和元年8月29日判決言渡し)，①申立人の請求を合理的根拠なく無視して判決したことは、公務員職権濫用罪に該当する、②この判決は、警察官らへの刑罰を免れさせ犯人を隠避するもので、申立人を社会的に抹殺する脅迫でもある、などと主張して、同裁判官を公務員職権濫用罪、犯人隠避罪及び脅迫罪により告訴したが、前橋地方検察庁検察官が、告訴された各事実が罪とならないことは明らかであるとして、公訴を提起しない処分をしたため、付審判請求を行い、これが棄却されたため、本件抗告を申し立てている。
- 3 公務員職権濫用罪に関する申立人の主張は、前記慰謝料請求事件の判決における判断や判断過程に問題があるとし、これを根拠に、担当裁判官が職権濫用行為をしたというものであるが、申立人が指摘する民事裁判の判決の判断ないし判断過程の問題は、民事裁判の上訴において解決すべき問題であり、それ自体で職権濫用行為があったことをうかがわせるものと



はいえないし、記録を検討しても、担当裁判官が職権を濫用したことを行うかがわせる事情は認められないから、公務員職権濫用罪が成立しない旨の原決定の判断に誤りはない。

犯人隠避罪や脅迫罪に係る付審判請求については、これらの各罪は付審判請求の対象となるものではない上、その内容を見ても、公務員職権濫用罪に係る付審判請求と同一の事実関係を問題として民事裁判官の職権行使として行われた判決言渡しについて犯人隠避罪や脅迫罪が成立すると主張するものであって、付審判請求の対象となる犯罪を構成する事実が内在していると解することはできないから、これらについて付審判請求を認めなかつた原決定の結論に誤りはない。

以上によれば、申立人の付審判請求を棄却した原決定に誤りはなく、論旨は理由がない。

よって、刑訴法426条1項により本件抗告を棄却することとし、主文のとおり決定する。

令和3年10月6日

東京高等裁判所第11刑事部

裁判長裁判官 三 浦



裁判官 上 岡 哲 生



裁判官 小 泉 満 理 子



これは謄本である。

同 日 同 庁

裁判所書記官 阿 部 敏 彦

